

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年9月まで
② 昭和38年10月から40年3月まで

申立期間①について、当時、私はA市に住んでおり、母親が私の分を含め二人分の国民年金保険料を近所の集金人に支払っていた。

申立期間②について、私はB市に引っ越し、隣町の婦人会か納税組合の方なのか憶えていないが、集金人に国民年金保険料を支払っていた。少し遅れて妻が加入し保険料を納付したにも関わらず、妻と同日に加入し納付を開始している記録になっているのは不自然だし、納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和37年10月から保険料納付を始めたとしているが、申立人は当時学生であったことから、国民年金の適用除外であり、国民年金保険料を納付するには任意加入の手続が必要となるが、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人に係る国民年金資格取得の記録は無く、申立人が国民年金に加入していたことが確認できない上、申立人は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人は、当時、納付組織の集金により国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立人の居住していた地域は、C地区婦人会により町内会単位で保険料の集金が行われていたことが推認で

きる上、当時の国民年金保険料額及び保険料の集金方法は申立人の主張と一致していることが確認でき、申立内容に不自然なところはない。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の母は、申立期間を含め、国民年金加入期間はすべて保険料を納付済みであり、同人の保険料を集金に来ていた集金人に申立人の保険料も納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 48 年から国民年金に加入し、56 年 4 月からは夫婦そろって付加保険料を納付してきた。しかし、妻が付加保険料の納付が記録されているのに、申立期間は、定額保険料のみの納付記録となっている。

夫婦同じように付加保険料を納付しており、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 1 月 31 日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、申立期間を除き、昭和 48 年度保険料から未納無く保険料納付を続けており、56 年 4 月からは夫婦共に付加保険料も納付するなど、国民年金制度への関心と納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間について、申立人の妻は付加保険料を納付しており、申立人だけ定額保険料のみを納付するのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 61 年 3 月 26 日に A 市から B 町（現 C 市）に異動しており、転出先である B 町では、前住所地で付加保険料を納付している記録がある場合は、付加保険料納付の意思を確認し納付書を発行していたとしている上、申立期間前後は付加保険料納付を継続していることを勘案すると、申立人が付加納付辞退申出書を提出する理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 10 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から同年 10 月まで

昭和 48 年から国民年金に加入し、56 年 4 月からは夫婦そろって付加保険料を納付してきた。しかし、夫が付加保険料の納付が記録されているのに、申立期間は、定額保険料のみの納付記録となっている。

夫婦同じように付加保険料を納付しており、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は、昭和 49 年 1 月 31 日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、申立期間を除き、48 年 9 月分の保険料から厚生年金保険との切替え時の 1、2 か月を除き未納無く国民年金保険料納付を続けており、56 年 4 月からは夫婦共に付加保険料も納付するなど、国民年金制度への関心と納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間について、申立人の夫は付加保険料を納付しており、申立人だけ定額保険料のみを納付するのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 463

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から44年3月まで
25歳になっていた昭和45年10月ごろ、自宅に来たA市の職員から、今なら20歳の誕生日までさかのぼり国民年金保険料を納付できると加入を強く勧められたので手続をした。
過去6年間分の保険料を、市職員の指示に従って半年くらいの間に3回に分けて支払ったにも係わらず、納付が記録されておらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳は、昭和45年11月5日に発行された旨記載されており、申立人が加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする時期は、第1回特例納付の実施期間であることが確認できる。

また、申立人は、A市の職員に申立期間の保険料を支払ったとしているが、当時、A市には年金加入勧奨を兼ねた出張収納員がいたこと、同時期に本来時効で市では納付できない期間の保険料を分任収納員が仮領収していた事例が認められること、昭和40年代に同市では特例納付の保険料を仮領収していたと市職員が証言していることから、納付方法に関する申立人の主張に不合理な点はみられない。

さらに、申立人は、加入時の市職員とのやり取りを具体的に記憶している上、3回に分けて納付したとする保険料も、それぞれ当時の保険料額とおおむね一致する。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付した前年に自宅を借入なく新築していることが公簿により確認できる上、申立期間を除く国民年金加入期間において、自身と配偶者及び両親の合わせて4人分の国民年金保険料をすべて期日内に納付している事実から、申立人には特例納付のための資力があつたことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 464

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 51 年 3 月まで
夫が退職後、A 市で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、保険料は定期的に集金に来ていた市の職員に納付していた。
私が夫の分も一緒に納付していたのに、私だけ昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたとしており、市の被保険者台帳には夫婦同日に加入手続をしたことが記録されている上、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳に記載されている夫婦の納付方法は同一であることから、夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間については、社会保険事務所が保管する申立人の夫の国民年金被保険者台帳によると、52 年に催告が行われた結果、52 年 10 月に過年度納付していることが確認できることから、夫婦一緒に保険料納付を行っていた中で、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 49 年 12 月までの期間について、申立人は、集金人に定期的に納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 6 月 30 日に夫婦連番で払い出されており、市の被保険者台帳に「51 年 5 月 28 日新規取得」との記載があることから、このころ申立人の夫と共に加入手続が行われたものと考えられるが、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することが出来ない上、当時、A 市では集金

人は過年度保険料を集金することはなかったことから、集金で定期的に納付していたとは考え難い。

また、申立人は加入時に交付された年金手帳を現在も所持しているとしており、申立人が所持している年金手帳は昭和 49 年 10 月以降に資格取得手続を行った者に交付される三制度共通の年金手帳であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、保険料納付に関する記憶も定かでない上、一緒に納付していたとする申立人の夫も未納となっている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年8月1日）及び資格取得日（昭和49年11月11日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から49年11月11日まで

昭和44年6月からA社B支店に勤務し、当初から厚生年金保険に加入していた。その後、会社は合併等を繰り返し社名変更が都度行われてきたが、平成6年1月に会社が閉鎖になるまでは、継続して勤務していた。その間、6年間スイスへ出向していたが、昭和48年8月1日から49年11月11日までのスイス出向中の15か月間の被保険者記録が空白になっていることが納得できない。当該期間について厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係る被保険者名簿によると、申立人は、A社B支店において、昭和44年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年1月1日に同社本社（後に名称変更によりC社となり、その後合併によりD社となる。）へ転勤した後、48年8月1日に資格を喪失後、49年11月11日に同社本社において再度資格を取得しており、48年8月から49年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録、申立人が平成5年12月末に退職するにあたり同社が作成した申立人に係る推薦状及び当時の総務担当者の証言から、申立人が申立期間において同社本社に継続して勤務していたことが認め

られる。

また、申立期間は、申立人がスイスへ出向中の期間の一部であり、スイス現地における申立人の前任者及び後任者の被保険者記録を見ると、スイス出向中も同社において厚生年金保険被保険者として記録が継続していることが確認できるとともに、スイスへ出向していた別の元同僚は、「出向期間中は国内勤務者と同様に社会保険には加入となっていた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 48 年 7 月の社会保険事務所の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 8 月から 49 年 10 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給してないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 43 年 6 月 26 日まで

中学校を卒業した昭和 36 年 4 月に A 社に就職した。38 年に会社が法人化して社会保険に加入したようであるが、社会保険に加入したことを全く知らされていなかった。42 年 12 月末で退職、翌年の 1 月 12 日に出産し、その後一度も会社へは行ったことがないのに、資格喪失日が 43 年 6 月 26 日となっている。

数年前、同僚に厚生年金保険に加入していたことを教えてもらい、調べたところ、脱退手当金を受給したことになっていた。当時、そのような制度があることを知らず、請求した覚えもないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた当時、厚生年金保険に加入していたことを知らず、事業所から脱退手当金の説明も無かったと主張しており、同僚の多くが申立人と同じ内容の証言をしている上、「出産費用がなく、ボーナスをもらうため出産直前まで働いた。脱退手当金や出産に関する給付金がもらえることを知っていれば出産直前まで働かず、もっと早く請求していたはずだ。」という主張に不自然な点はみられない。

また、申立人は出産直前の昭和 42 年 12 月末で同事業所を退職したとしており、51 年 5 月に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った際、B 市で作成された国民年金被保険者台帳の備考欄に、夫は直近の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日の記載があるのに対し、申立人の台帳には厚生年金保険に関する記載はなく、夫の厚生年金保険の資格喪失日に併せ 43 年 4 月が国民年金の資格取得日となっていることから、申立人は

当該事業所での厚生年金保険の加入及び資格喪失日が 43 年 6 月 26 日であることを知り得なかったことがうかがえる。

さらに、A社において昭和 41 年から 46 年に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した脱退手当金の受給資格者 21 人のうち、脱退手当金が支給された記録となっている者は申立人を含めても 3 人と少ない上、脱退手当金を受給した同僚 2 人は、「事業所からの説明はなく、自分で手続きした。」と述べており、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月30日から42年1月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和42年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年3月から同年5月まで
② 昭和40年12月30日から42年1月1日まで

申立期間①のB店はCデパートの4階にあり、紳士服を販売する会社だった。長く勤めるつもりはなかったが、健康保険が適用されているということで入社した。健康保険と厚生年金保険は一体になっていて、保険料は税金のように強制的に給与から引かれた。今になって厚生年金保険の記録がないでは納得いかない。

申立期間②のA社は、当初厚生年金保険の適用事業所でなかったが、昭和40年の終わりに社会保険新規適用の手続をしたのを覚えている。それなのに自分が1か月しか厚生年金保険に入っていないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の申立内容及び複数の同僚の証言により、申立人は申立期間、A社に勤務していたと認められる。

また、複数の同僚の証言により、申立人は採用されてから退職するまで、勤務形態、仕事内容、勤務場所等の変更はなかったと推認できる。

さらに、申立人は、他の同僚と同様に同事業所が社会保険の新規適用の対象になった初日から厚生年金保険に加入しており、同じく初日から加入した申立人と同じ事務担当者はそのまま継続して厚生年金保険に加入しているに

もかかわらず、申立人のみ、加入後1か月で資格喪失がなされているのは不自然である。

加えて、社会保険事務所の保管するA社の被保険者名簿により、ほぼ半数の被保険者が申立人と同様に健康保険証が未回収のまま資格喪失していることが確認できる上、申立人の資格喪失に係る処理日が当該資格喪失日から長期間経過していると推認できることなどから、事業主の当該届出事務が適切に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に勘案すると、申立人も申立期間②において事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和40年11月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考えがたいことから、事業主が、昭和40年12月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から41年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、厚生年金被保険者期間であったと主張しているが、申立期間①に係る事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料はない。

また、B店は個人経営の紳士服販売であったと申立人が主張していることから、厚生年金保険の非強制適用事業所であったと推認される上、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険任意適用事業所として確認できない。

さらに、事業所の存在を確認できないため、申立期間①における申立人の勤務実態を確認するための事業主への照会もできず、雇用保険に加入した記録も認められない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
申立期間当時、A店に勤務していた。

給料が小遣い程度だったので、国民年金保険料は事業主が集金人に納付してくれていた。

事業主はもう亡くなっているため、納付状況については詳しいことは分からないが、申立期間の保険料を納付してくれていたことは間違い無いので、記録の訂正を求めます。

第3 委員会の判断の理由

市で保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、昭和 36 年度及び 37 年度の検認確認欄は空欄になっており、申立期間は未納であることが確認できる上、社会保険事務所で保管している申立人の被保険者台帳によれば、昭和 36 年度及び 37 年度の保険料納付状況欄には「0000」と記載されており、36 年度及び 37 年度は未納であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、記号番号は、国民年金手帳記号番号の発行日である昭和 38 年 6 月 20 日に払い出されていることが確認できるが、この時点で申立期間の保険料については過年度納付となることから、市町村の集金人により納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金手帳の昭和 36 年度及び 37 年度の検認記録欄が空欄であるにも係わらず、印紙検認台帳が切り離されたところに契印が押されていることが保険料を納付した根拠であると主張しているものの、納付記録がある 38 年度から 40 年度までの印紙検認台帳が切り離されたところの押印は契印では無く、検認印により行われていることが確認できる。その上、

納付記録のある昭和 38 年度から 40 年度までの検認記録欄には検認印が押されていることが確認できることから、国民年金手帳が発行された時点においては保険料を現年度納付できないため、国民年金手帳は、契印を押し過年度に当たる 36 年度及び 37 年度の印紙検認台帳が切り離された後、事業主若しくは申立人に手渡されたとみるのが自然である。

加えて、申立人は事業主が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと主張するのみで、これらの状況についての具体的な証言が無い。

その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの期間及び60年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から60年3月まで
② 昭和60年11月から61年3月まで

国民年金は仕事を辞めたら必ず納めないといけないとのことなので、ずっと納付してきた。納付書が届いたら保険料を納付するし、性格的に放っておくことは嫌いで、未納の状態にしておくことはない。

国民年金保険料を納付したのに未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市役所で保管されている申立人に係る国民年金被保険者名簿をみると、補記欄に「61. 7. 8」と記載されており、同市役所では国民年金の加入手続が行われた日と説明している上、社会保険庁が保管している国民年金手帳記号番号払出簿には、同日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、同名簿の補記欄には「61. 4より納付希望」の記載があり、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の実母が、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを市役所の職員に伝えたとすれば、新たに国民年金の加入手続を行う必要は無いことから、申立期間①及び②の保険料を納付していなかったことにより「61. 4より納付希望」であることを伝えたためその旨が記載されたものと推認できる。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から49年12月まで
退職後、A市で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、保険料は定期的に集金に来ていた市の職員に妻が納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立人の妻が夫婦の保険料を集金人に定期的に納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年6月30日に夫婦連番で払い出されており、市の被保険者台帳に「51年5月28日新規取得」との記載があることから、このころ申立人の妻と共に加入手続が行われたものと考えられ、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することが出来ない上、当時、A市では集金人は過年度保険料を集金することはなかったことから、集金で定期的に納付していたとは考え難い。

また、申立人は加入時に交付された年金手帳を現在も所持しているとしており、申立人が所持している年金手帳は昭和49年10月以降に資格取得手続を行った者に交付される三制度共通の年金手帳であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間について未納となっている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、A 市役所の職員が自宅に来て、国民年金に入りませんかと勧誘され、後日、国民年金に加入した。私は、当時繊維染物教室を主宰しており、経済的には余裕があった。保険料の金額は覚えていないが、毎月その職員が自宅に集金に来ていた。集金に来ていたのは間違いないので、保険料の納付が記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所の職員が国民年金の勧誘に来て、加入手続を行い、それ以降は毎月集金により保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、同市役所では市の職員が国民年金の勧誘及び保険料の集金を行っていなかったことが確認でき、当時の国民年金保険料の納付は納付書によるものであったことから、納付書も領収書も無かったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月 1 日に A 市で払い出されていることが確認でき、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないので、このとき初めて申立人に対して払い出されたものとするのが自然である。

さらに、昭和 58 年 4 月に国民年金任意加入被保険者の手続がされていれば年金手帳はその時点で交付され、61 年 4 月の第 3 号被保険者への種別変更時において年金手帳が新たに発行されることは無い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 8 月にそれまで勤めていた会社を退職し、家業の薬配置販売業の仕事をするようになった。同年 8 月 16 日の初仕事で出張に出かける前に A 村役場の方が自宅に来られて、年金に加入するよう勧められたので、国民年金の加入手続をした。その後、私が不在の時は母親が私と両親の三人分を隣組組合長が集金に来られた際にきちんと納付していた。自宅で仕事をしている時には母が隣組組合長に保険料を納付する様子を見ていた。昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月までの期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 8 月に A 村役場職員の自宅訪問により国民年金の加入手続を行い、その後は主に申立人の母親が自分たち夫婦と申立人の 3 人分の保険料を隣組組合長(集金人)に納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の資格取得日は 41 年 4 月 1 日となっており、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 41 年 6 月 29 日に払い出され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないため、申立人は 41 年 4 月前後に国民年金に加入したと推察され、申立期間は未加入期間となる。

また、A 村(現在は、B 市)が保管している国民年金被保険者名簿によると、昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月までの検認記録欄が空白となっており、保険料の納付が確認できない。

さらに、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 470

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月、40 年 2 月から 41 年 11 月までの期間、44 年 3 月から 50 年 6 月までの期間及び 51 年 1 月から平成 14 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月
② 昭和 40 年 2 月から 41 年 11 月まで
③ 昭和 44 年 3 月から 50 年 6 月まで
④ 昭和 51 年 1 月から平成 14 年 4 月まで

私は、昭和 51 年に、A 市役所と B 市役所に年金の相談をした。私が 60 歳になるまでの保険料を B 市役所の職員が見積もってくれたので、私は昭和 52 年 11 月と 53 年 3 月の 2 度に分けて、C の銀行から合計 3,300 ドルを D 町役場に直接送金した。国民年金保険料の納付を証明する書類として、パスポートに押印された銀行の記録がある。保険料を送金したのに未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分自身が 60 歳になるまでの国民年金保険料を B 市役所の職員が見積もり、その額を納付していると主張しているが、60 歳になるまでの保険料を納付するという制度は、申立人が送金したとする昭和 52 年及び 53 年にはすでに廃止されているため、将来の保険料を納付するということは考えられない上、2 回の送金の時期はともに特例納付実施期間に該当しておらず、過去の未納分すべてを納付することもできない。

また、当時の D 町役場の取扱いとしては海外から送金があった場合は必ず指定金融機関である E 銀行 F 支店を経由することが確認され、この場合口座を指定しなければ送金ができないことから、役場に直接送金することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人はパスポート査証欄の記載をもって国民年金保険料を送金

した証明と主張しているが、本記載は海外の各銀行において、米ドルに両替したという記録であり、この記載をもってD町役場に保険料を送金したとまでは言い難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から同年 5 月まで
昭和 31 年に中学校を卒業してすぐ学校の紹介で A 社に就職した。健康保険証も会社から交付してもらったと記憶している。厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする A 社の代表者及び同僚の証言により申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、同社において申立期間当時の人事記録等は保存されておらず、同僚等からも勤務期間について明確な証言は得られないため、申立人が同社に勤務していた期間の確認ができない。

また、社会保険事務所で保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間前後において申立人の氏名の記載は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、同社において申立期間当時の賃金台帳は保存されておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 1 月(日付不詳)から 19 年 8 月 31 日まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 10 月 16 日まで
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 1 月 31 日から 38 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録がないことが判明した。勤務していたことは確かで、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社での就職の経緯や仕事の内容を鮮明に記憶していることから判断して、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当時は、鉱工業等の事業所に使用される筋肉労働者のみが厚生年金保険に加入できるとされていたものが、昭和19年6月1日から、いわゆるホワイトカラーや女子従業員にも加入対象が拡大された時期であり、申立期間に上司であったとする者も健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前を確認できない。また、申立人と同僚であったとする者は、申立人と同日付けで被保険者資格を取得していることなどから、加入対象が拡大された後、事業主側が順次加入者を拡大させていたものと考えるのが自然である。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人の記録は確認できない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資

料は無い。

申立期間②、③及び④について、申立人は、昭和 25 年 5 月の創業当初から 39 年 4 月末に退職するまでの間、B 社に継続して勤務し事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことから、被保険者期間が欠けるはずはないと主張している。

しかしながら、申立人が継続して勤務していたことについて、B 社は、平成 17 年 5 月 1 日に全喪しており、人事記録等の勤務状況を確認できる資料は無い。

また、申立期間に在職していた複数の同僚からは、「期間は特定できないものの、申立人が勤務していなかった期間があるように記憶している。」旨の証言もあり、申立期間について継続して勤務していたことを推認することができない。

さらに、申立期間にかかる同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月23日から28年12月1日まで
社会保険庁の記録によると、私は昭和29年12月23日に脱退手当金を支給されたことになっている。当時はA県B市に居住しており、自分では請求したことも、また受給した記憶もないので支給済記録を取り消してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたC社D工場での申立人の被保険者記録が記載された厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の表示が記されているとともに、保険給付欄にも、資格期間、平均標準報酬月額、支給金額、支給年月日等が記載されている。

また、申立人は申立期間当時、厚生年金保険制度及び脱退手当金制度について知識が無く、脱退手当金の手続をする場所も知らなかったとしており、さらに脱退手当金が支給決定されたころはA県B市に居住しており脱退手当金の手続をした記憶はないと主張しているが、当該主張のみでは脱退手当金の支給がなかったと判断することは困難である。

加えて、申立人の旧台帳の氏名は旧姓から新姓への変更処理がされているが、申立人が同社を退職後に新たに厚生年金保険に加入していないことから、旧台帳の氏名変更は脱退手当金の支給申請時に行われたと推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。